



令和 8年 3月 27日

豊川市政記者クラブ加盟社 各位

令和8年3月27日付

市役所職員の懲戒処分について

令和8年3月27日付けで下記のとおり懲戒処分を行いましたので、豊川市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

記

- 1 所属及び職種 豊川市役所福祉部障害福祉課 主事
- 2 年齢及び性別 20代 男性
- 3 処分内容 戒告
- 4 処分理由

(1) 事案概要

当該職員は担当する業務において、特別児童扶養手当の申請事務を始め、令和6年6月から複数回に渡り、住民等から受け取った申請書類の処理を失念し紛失するなど、職務を怠り公務の運営に支障を生じさせた。

(2) 処分理由

地方公務員法第33条「信用失墜行為の禁止」に違反し、同法第29条第1項第1号「法律に違反した場合」及び第2号「職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合」に該当するもの。

5 処分年月日

令和8年3月27日

6 管理監督責任

- (1) 対象者 障害福祉課長
- (2) 措置内容 訓告

市長コメント

本市職員による複数の書類の紛失及び業務の遅延について、本日付で懲戒処分等を行いました。

この事実を厳粛に受け止め、今後このようなことが二度と起きないように、コンプライアンスに関する研修や事務ミスを未然に防ぐ研修を実施するなど、職員に対する綱紀保持及び服務規律の周知徹底を図り、信頼回復に全力で取り組んでまいります。

【お問合せ先】

豊川市役所総務部人事課 鈴木、松山

TEL:0533-89-2122 E-mail: jinji@city.toyokawa.lg.jp